

関係市町村からの意見および要望について

仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会（幹事：仙台市）より、令和2年9月28日付けで「みやぎ型管理運営方式にかかる要望書」が提出されました。

○ 要望書の内容（要旨）

（1）応募者の提案内容への反映を求める事項

- ・ 水質異常時の対応について、危害要因に応じた適切かつ具体的な対応策を検討し、事業提案に記載して欲しい。
- ・ 危機管理マニュアルには、県・運営権者・関係市町村の関係や役割等を具体的に記載してほしい。また、そうした内容が含まれている提案を高く評価して欲しい。
- ・ 危機管理マニュアルの作成に当たっては、過去に発生した災害や事故等の経験や教訓を踏まえた具体的な対応手順を記載してほしい。また、そうした内容が含まれている提案を高く評価して欲しい。
- ・ 県・運営権者・関係市町村による合同防災訓練や図上演習について、受水市町村を交えた具体的な訓練計画を事業提案に記載して欲しい。また、そうした内容が含まれている提案を高く評価して欲しい。
- ・ 事業撤退時の事業継続に関して、実効性のある具体的な事業継続策を事業提案に記載して欲しい。また、そうした内容が含まれている提案を高く評価して欲しい。

（2）優先交渉権者（運営権者）決定後に対応を求める事項

- ・ 運営権者が作成するセルフモニタリング実施計画書および県のモニタリング実施計画書におけるモニタリング項目は、事業開始前に原案段階で情報提供してほしい。また、モニタリング項目の決定にあたり、受水市町に確認をしてほしい。
- ・ 業務継続計画（運営権者BCP）には、県・運営権者・関係市町村の関係や役割等を具体的に記載してほしい。また、事前に関係する受水市町に確認をしてほしい。
- ・ 危機管理マニュアルは、事業開始前に原案段階で情報提供してほしい。

○ 対応方針（案）

- 関係市町村の意見や要望は、県が整理した上で応募者へ示し、提案において留意されるよう促す。
- 意見および要望内容は、優先交渉権者選定基準ですでに考慮されているが、PFI検討委員会に報告する。

R2 仙受連第 6 号

令和 2 年 9 月 28 日

宮城県企業局公営企業管理者

櫻井 雅之 様

仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会

代表幹事 高島 秀一

みやぎ型管理運営方式に係る要望書の提出について（依頼）

標記の件につきまして、別紙のとおり提出いたしますので、令和 2 年 10 月 23 日（金）までに文書でご回答いただきますようお願いいたします。

＜仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会事務局＞

仙台市水道局総務部経営企画課

担 当： 経営企画係 西澤・井澤

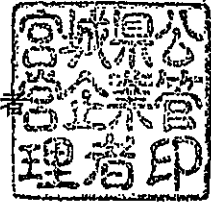
連絡先： 022-304-0010（直通）

F A X： 022-249-2006

令和2年10月19日
企水経第229号

仙南・仙塩広域水道受水団体連絡会
代表幹事 殿

宮城県公営企業管理者



みやぎ型管理運営方式に係る要望書の提出について (回答)
令和2年9月28日付けR2仙受連第6号にて依頼のありましたこのことについて
は、別添のとおりです。

担当 企業局水道経営課
水道経営改革推進班 長山
電話 022-211-3430 (直通)
FAX 022-211-3499

みやぎ型管理運営方式に係る県への要望事項について

別紙

1. 県のモニタリング機能の確保

番号	受団連からの要望事項	県の回答
1-1	<p>(水質検査基準) 要求水準書に記載されている年間水質管理計画は、県が公表している水質検査計画を参考に作成し、これと同等以上の計画とすることとされています。 県の水質検査計画には、それぞれの水質検査における採水地点や検査頻度等が示されていますが、県が実施するものを除き、最低限これらの基準や回数は運営権者に求められる水準と考えてよいか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、新たな検査手法の導入等により、同等以上の水質が確保されることを条件として、検査項目や地点、頻度の変更となつてを妨げるものではありません。</p>
1-2	<p>(水安全管理計画による対応) 要求水準書では、水質に異常等が発生した場合は、県の水安全計画に基づき、適切に対応することが求められています。県の水安全計画により、危険要因ごとに危険レベルを設定し、未然の防止対策や実際の対応手順が整理されています。 水質の異常時の対応については、危険要因に応じて適切な対応が講じられるように、具体的な対応策を事業提案に盛り込んでいただくよう、よろしくお取り計らい願います。</p>	<p>ご意見を承りました。危機管理に関する提案項目において、受水市町村が求める視点として、ご意見を応募者に提示することについて、PFI検討委員会で審議いたします。</p>
1-3	<p>(モニタリング項目) モニタリング基本計画によると、運営権者が作成する「①セルフモニタリング実施計画」は、事業開始予定日の90日前までに県に提出するほか、県が作成する「②モニタリング実施計画」は、①を踏まえ作成することとされています。 モニタリング項目は事業開始前までに確認したいと考えていますが、事業開始直前に受水市町に対して具体内容が示された場合、十分な検討時間が確保できない可能性があるため、原案段階での早期の情報提供等をお願いするほか、モニタリングの実施項目の決定にあたり、受水市町に確認を行っていただくよう、お願いいたします。</p>	<p>優先交渉権者の決定後、提案内容（県情報公開条例により非開示となる情報を除く）は公開する予定です。運営事業者が作成するセルフモニタリング実施計画書に反映すべきご意見等があれば、対応を検討しますので、お知らせ下さい。 また、モニタリング体制については、事前に関係市町村に説明し、ご意見やご質問を伺いたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
1-4	<p>(財務モニタリング) 県が行う財務モニタリングについては、長期間に渡り安定して事業運営できるかという視点により、運営権者の経営状況を監視する重要な事項と考えられますが、どのような実施項目や体制等となるのか、現時点の検討状況についてもお示しいただくよう、お願いいたします。</p>	<p>実施項目は要求水準書（案）で報告を求めている財務数値・指標によりモニタリングします。財務モニタリングは専門性が高いことから、一部を外部の専門家へ委託することも含めて、検討しております。</p>
1-5	<p>(経営審査委員会) 新たに設置が予定されている経営審査委員会は、セルフモニタリングや県のモニタリングを外部から審査する重要な機関であると認識していますが、委員選任の考え方や基準について、現時点での検討状況をお示しいただくよう、お願いいたします。</p>	<p>現在検討中であり、年内には概要について情報提供させていただきます。</p>

みやぎ型管理運営方式に係る県への要望事項について

2. 災害時の迅速な対応

番号	受団連からの要望事項	県の回答
2-1	<p>(業務継続計画) 災害等が発生した際には、業務継続計画（BCP）に基づき、業務の優先順位に応じて職員を適切に配置することとなるため、県及び運営権者が策定（又は改定）する業務継続計画には、県、運営権者、受水市町等の関係や役割等を具体的に記載するほか、事前に関係する受水市町に対しても確認いただくよう、よろしくお取り計らい願います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、実効性のあるBCPを立案いたします。 なお、立案したBCPについては、事前に関係市町村に説明し、ご意見やご質問を伺いたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。</p>
2-2	<p>(危機管理マニュアル) 危機管理マニュアルについては、運営権者は事業開始予定日の90日前までに県に提出し、同30日前までに県の承認を得ることとされています。 災害等が発生した場合に備え、危機管理マニュアルは事業開始までに確認させていただきたいと考えていますが、事業開始直前に示された場合、十分な検討時間が確保できない可能性があるため、原案段階での早期の情報提供等をお願いいたします。</p>	<p>優先交渉権者の決定後、提案内容（県情報公開条例により非開示となる情報を除く）は公開する予定です。提案を踏まえ、運営権者が作成する危機管理マニュアルに反映すべきご意見等があれば、対応を検討しますので、お知らせ下さい。 なお、危機管理マニュアルについては、事前に関係市町村に説明し、ご意見やご質問を伺いたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。</p>
2-3	<p>(危機管理マニュアル) 危機管理マニュアルは、災害が発生した場合を想定し、具体的な内容であることが必要であるため、マニュアルには県、運営権者、受水市町等の関係や役割等を具体的に記載していただき、そうした内容が含まれている事業提案書を高く評価していただくよう、よろしくお取り計らい願います。</p>	<p>応募者が危機管理に関して記載する災害または事故等発生時の対応手順等については、具体的かつ効果的だと認められる提案内容を高く評価することになっていきます。 従って、ご意見の「受水市町村との関係性および連絡体制が具体的に記載されている提案」は、PFI検討委員会において評価されるものと考えております。</p>
2-4	<p>(過去の災害等の教訓) 危機管理マニュアルの作成にあたっては、大雨や地震等、様々な事象を想定されていますが、過去に発生した仙南・仙塩広域水道に関する災害、事故等の経験や教訓を踏まえた具体的な対応手順を盛り込んでいただき、そうした提案内容が含まれたものを高く評価いただくよう、よろしくお取り計らい願います。</p>	<p>過去の災害記録や事故履歴等は応募者に開示しており、これらを踏まえた具体的かつ効果的だと認められる提案を期待しています。 なお、評価については2-3でお答えしたものと同様です。</p>
2-5	<p>(合同防災訓練、図上訓練) 県、運営権者、受水市町による合同防災訓練、図上演習等は実効性のある訓練となることが望ましいため、受水市町を交えた具体的な訓練方法を事業提案に盛り込んでいただき、そうした提案内容が含まれたものを高く評価いただくよう、よろしくお取り計らい願います。</p>	<p>訓練の実施については要求水準書（案）に規定していることから、危機管理に関する項目として事業提案書に記載されるものと想定しています。 この点においても、評価については2-3でお答えしたものと同様です。</p>

3. 企業撤退時の円滑な事業継続

番号	受団連からの要望事項	県の回答
3-1	<p>(運営権者による対応) 企業撤退時に円滑に事業継続を行うため、実効性のある事業継続策を講じる必要があると考えられることから、事業提案に具体的な内容を盛り込んでいただき、そうした提案内容が含まれたものを高く評価いただくよう、よろしくお取り計らい願います。</p>	<p>ご意見を承りました。事業継続措置に関する提案項目において、受水市町村が求める視点として、ご意見を応募者に提示することについて、PFI検討委員会で審議いたします。</p>

みやぎ型管理運営方式に係る県への要望事項について

3-2	(県による対応) 企業撤退時においては、運営権者に代わる新たな事業者を選定し、事業を継続することが必要と考えられますが、県はどの様に事業者を選定することを想定していますか。	運営権者による事業の継続が困難となった場合において、委託先は県において選定し、緊急的に契約を取り交わした上で、運営事業者からの引き継ぎを受けて事業を継続することを想定しています。
-----	---	---

4. コスト削減効果の料金への反映

番号	受団連からの要望事項	県への回答
4-1	(削減効果の受水料金への反映) みやぎ型管理運営方式導入による事業費の削減効果は、事業期間中の受水料金にどの様に反映することを想定していますか。	みやぎ型管理運営方式の削減効果の料金への反映については、令和3年6月または9月の県議会で予定している運営権設定の議決を経て、運営権者と実施契約を締結した後、受水市町村と協議を開始することとしていきます。この協議結果を踏まえ、令和5年度に県議会の承認を得て、令和6年度から反映されるよう進めてまいります。
4-2	(運営権者収受額が増加した場合の受水料金への影響) 事業開始後の物価上昇により、運営権者収受額が増加した場合、受水料金に影響しますが。	受水料金は、県の料金と運営権者の利用料金で構成され、その合計額は条例で規定されます。供給水量や物価の変動等については、定期・臨時改定において、実施契約書(案)で規定する算定式で反映することになりませんが、受水料金への影響についてはその変動幅によることとなり、これまでも同様、受水市町村と協議を行い決定してまいります。

5. その他

番号	受団連からの要望事項	県への回答
5-1	(日常の連絡体制) 事業開始後においては、工事期間中等の日常の連絡先を明らかにしておくため、県、運営権者、受水市町村等の相互の連絡ルートや窓口について、事業開始前までに明らかにしていただくよう、お願いいたします。	ご意見を踏まえて事業準備を進めてまいります。
5-2	(改築・修繕計画) 施設・設備の改築・修繕等については、受水市町村への給水に影響がないか等、実施時期等を事前に把握しておく必要があることから、これらの計画を策定の際には、十分に受水市町村へ説明を行っていただくよう、お願いいたします。	ご意見を踏まえて対応いたします。
5-3	(事業開始に向けた事業引継ぎ) 優先交渉権者選定後においては、円滑に事業引継ぎを行うことが必要と考えられますが、どの様に引継ぎを行っていく予定となっていますか。	事業の引継ぎに当たっては、県、運営権者、現在の委託者等の3者において、十分な引き継ぎ期間を確保して行います。
5-4	(事業開始後の対応) 事業開始後は特に留意いただき、モニタリング等により、要求水準を満たす維持管理や事業運営が日常的に実施されているかを確認していただくよう、お願いいたします。	運営権者による事業開始後は、安定的な運転・監視体制が確認されるまで、特に注意を払って事業を監督してまいります。